内閣府告示第一号

構造改革特別区域法 (平成十四年法律第百八十九号) 第六条第一項の規定に基づき、平成十六年三月二十

九日内閣府告示第十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、 同法第六条第二項

において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年一月十三日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 安倍 晋三

構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十八年一月一日

二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 花巻市

三 構造改革特別区域の名称 花巻市内幼稚園早期入園特区

四 構造改革特別区域の範囲 花巻市の区域の一部 (旧花巻市) (詳細は内閣府において閲覧に供する。

五 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称(番号については、 構造改

革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。

内閣府告示第二号

構造改革特別区域法 (平成十四年法律第百八十九号) 附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年十

一月十七日内閣府告示第二百九十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法

附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年一月十三日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 安倍 晋三

構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十八年一月一日

一構造改革特別区域計画の作成主体の名称 秋田県及び秋田市

三 構造改革特別区域の名称 秋田デイサービス特区

四 構造改革特別区域の範囲 秋田市の全域

五 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称(番号については、 構造改

革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。 指

内閣府告示第三号

構造改革特別区域法 (平成十四年法律第百八十九号) 第六条第一項の規定に基づき、平成十七年四月四日

内閣府告示第百十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、 同法第六条第二項に

おいて準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年一月十三日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 安倍 晋三

構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十八年一月一日

二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 行田市

三 構造改革特別区域の名称 浮き城のまち人づくり教育特区

四 構造改革特別区域の範囲 行田市の全域

五 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称(番号については、 構造改

革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。 市

内閣府告示第四号

構造改革特別区域法 (平成十四年法律第百八十九号) 第六条第一項の規定に基づき、平成十六年十二月十

七日内閣府告示第三百十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、 同法第六条第

|項において準用する同法第四条第十 | 項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年一月十三日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 安倍 晋三

構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十八年一月一日

| 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 行田市

 \equiv 構造改革特別区域の名称 「古代蓮の里ぎょうだ」のびのび英語教育特区

四 構造改革特別区域の範囲 行田市の全域

五 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称(番号については、 構造改

革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。 構

内閣府告示第五号

構造改革特別区域法 (平成十四年法律第百八十九号) 第六条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する

措置に基づき、平成十七年七月二十六日内閣府告示第五百八十一号をもって公示した構造改革特別区域計画

の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条

平成十八年一月十三日

に規定する措置に基づき、

次のとおり公示する。

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 安倍 晋三

構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十八年一月一日

二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 深谷市

三 構造改革特別区域の名称 渋沢記念深谷人づくり特区

四 構造改革特別区域の範囲 深谷市の全域

五 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称(番号については、 構造改

革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。) 学

校設置会社による学校設置事業(ハー六)、校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業(ハ二〇

(八〇一 二)) 及び市町村教育委員会による特別免許状授与事業 (八三〇)

内閣府告示第六号

構造改革特別区域法 (平成十四年法律第百八十九号) 第六条第一項の規定に基づき、平成十六年六月二十

八日内閣府告示第二百八号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、 同法第六条第二

項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年一月十三日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 安倍 晋三

構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十八年一月一日

二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 津市

三 構造改革特別区域の名称 津市小中一貫教育特区

四 構造改革特別区域の範囲 津市の区域の一 部(旧津市)(詳細は内閣府において閲覧に供する。

五 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称(番号については、 構造改

革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。 構